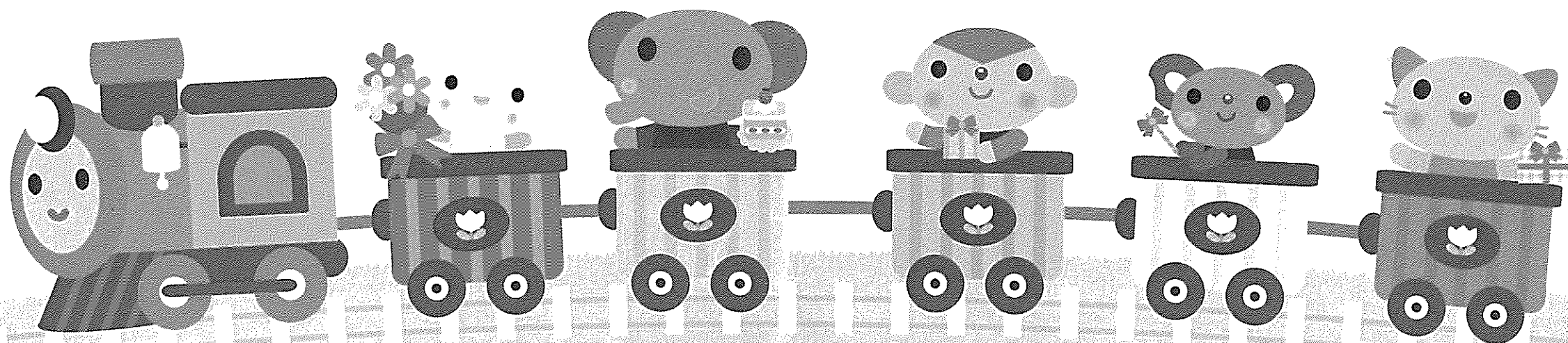


入園のしおり



宗教法人聖福寺 花ぞの保育園

宗教法人 聖福寺 花ぞの保育園 規定

一、名称 花ぞの保育園

一、住所 福岡市博多区御供所町十二ノ十二 TEL (〇九二) 二七一 三九八一

一、経営主体 宗教法人 聖福寺 理事長 細川 白峰

一、目的
本園は仏教保育を通じ児童福祉法のもとに保育に欠ける乳幼児の福祉を積極的に増進するために、常に乳幼児が安定感をもって充分活動ができるようにし、その心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成するよう努め、養護と教育が一体となって豊かな人間性をもち、自主性に富み社会と環境に適応するように育てるを目的とする。

一、基本方針 仏教保育を通して宗教心を養い、情操豊かな人間形成の基礎を培う。

一、園の概要

創立年月日 昭和 十八年 十二月 十八日

保育所認可年月日 昭和 二十三年 七月 一日

法人設立認可年月日 昭和 二十八年 五月 十六日

施設長 岡本 義俊

定員 〇歳(十五名) 一、二歳(四十五名)

三、四、五歳(九十名) 計(百五十名)

特別保育の実施状況 障がい児保育、延長保育(一時間)

嘱託医 井上内科 井上 仁人

一、開園日・開園時間 月曜日から土曜日まで

(保育時間) 午前七時より午後六時まで

(保育短時間の保育時間) 午前八時三十分より午後四時三十分まで

一、延長保育 一時間の延長保育があります。(一ヶ月単位 月額五千円)

一、休園日 日曜日、国民の休日、祝祭日、年末年始(十二月二十九日から一月三日)

一、施設の概要 木造瓦葺き平屋建て

敷地面積二七一〇、三七㎡

建設面積 八〇四、四七㎡ 屋外遊戯場他九九二、〇八㎡

一、保護者の負担について

○保育料は福岡市が保護者の家族構成・納税額等により決定します。その月分を月末までに市の保育課に納入ください。

○実費徴収として、保育料の他に保護者の方にご負担いただくものがあります。

年間教材費(年に一度)、制服代(3歳以上)

毎月：絵本代、行事費(全園児)、ふとん消毒乾燥代(午睡を行うクラス)など

※右記のほか、園外保育(遠足)バス代など必要な実費については随時

お知らせします。

一、年齢及び組織構成

(三歳未満児)

もも1組(0歳児〜1歳児) もも2組(二歳児) すみれ組(二歳児)

(三歳以上児)

つぼみ組(三歳児) さくら組(4歳児) ゆり組(5歳児)

一、保育内容

子どもは豊かにのびていく可能性を秘めている。その子どもたちが、現在最もよく生き、望ましい未来を作り出すために基礎を培うことが保育の目標である。その方法として保育指針に基づき、健康・人間関係・環境・言葉・表現・集団遊び・ごっこあそび・給食・午睡・交通災害・生活指導から正しく、明るく、仲良く素直に自主自立の精神を養い、心身ともに健やかに育つように指導する。特に、仏教保育、仏教的行事などに参加し、道徳・仏教精神を育む。

一、給食について

保育園の給食は、すべての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。天然素材のダシを使い、科学調味料を使わず、野菜を中心の献立です。保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りしています。家庭での状況を伺いながら、成長発達をふまえ、お子様のペースにそってすすめていきます。アレルギー等の対応 アレルギーの心配がある場合、医師の診断書、指示書を保育園にご提出ください。個別にご相談の上、診断書、指示書に基づき、除去可能な物は除去食・代替食で対応いたします。

一、一日の生活

三才未満児	
7:00	登園、健康視診、挨拶、持物整理 自由遊び
8:45	片付け、排泄、手洗い
9:00	朝礼(全体) 体操 朝の会(各クラス) 個別指導、生活指導
9:30	おやつ
10:30	設定保育
11:10	排泄、手洗い、消毒 昼食
12:30	昼寝
15:00	起床、排泄、手洗い
15:30	おやつ
16:00	健康視診、降園、自由保育
三才以上児	
7:00	登園、健康視診、挨拶、持物整理 自由遊び
8:45	片付け、排泄、手洗い
9:00	朝礼(全体) 体操、マラソン 朝の会(各クラス) 生活指導
10:00	計画保育
12:00	排泄、手洗い、消毒、給食の用意 昼食
13:00	戸外遊び(3.4才児昼寝-14:50)
13:40	計画保育(年長)
15:15	排泄、手洗い、消毒
15:30	おやつ
16:00	健康視診、持物整理、帰りの会
16:30	降園、自由保育
延長保育	
18:00	三才児以上も未満児の部屋(もも組)へ移動 おやつ 自由保育

給食
三歳未満児 主食・副食
三歳以上児 副食
間食一回 間食二回
(※主食のみお持ちください。)

一、年間行事予定

月	行事内容
4	入園・進級式 花まつり 歓迎遠足 おすもう大会
5	内科検診 お誕生会(4.5月生まれ) 未満児保育参加 ぎょう虫・尿検査
6	歯科検診 お誕生会(6.7月生まれ) 以上児保育参加
7	七夕まつり プール開き 自然観察体験(年長クラス)
8	涅槃会
9	防災の日訓練 お誕生会(8.9月生まれ)
10	運動会 いもほり遠足 お誕生会 (10.11月生まれ) やきいも大会
11	内科検診 七五三 おすもう見学
12	成道会 おさらい会 もちつき大会
1	たんぼぼ音楽会 どんど焼き お誕生会(12.1月生まれ) 卒園・終了記念写真撮影
2	お別れ遠足 涅槃会 保護者研修会・保育参加 豚汁パーティー
3	ひなまつり・お茶会・お誕生会(2.3月生まれ) 卒園式

- ・ 毎日の保育：朝礼・体操・マラソン・絵本読み聞かせ
- ・ 毎月の行事：身体測定・避難訓練・誕生会(2ヶ月に1回)
- ・ 週に一回…体育教室(3.4.5歳児)
- ・ 月に一回…歌唱・音楽指導

保育園入園に際して

(1) 保育時間について
一、園で決められた保育時間を守ること。遅刻連絡は9時まで。

(2) 送迎について
一、園児の送迎は保護者において責任を持つてすること。(送迎間の事故の責任は保護者にあることを御承知ください。)
二、送迎の道順は毎日同一にしつけること。

(3) 服装について
一、園児には常に清潔で整備された園服を着用させること。
二、園では規定のスモックを用いること。
三、服装は常に清潔で運動しやすいものを着せること。
四、園服から下着に至るまで名前を書くこと。

(4) 所持品について
一、所持品にはすべて名前を「ひらがな」ではっきりと記しておくこと。
二、ちり紙、ハンカチは毎日忘れずに持たせること。
三、タオル、箸等は毎日洗って清潔にして持たせること。
四、お金、玩具、お菓子等は絶対に持たせないこと。
五、カバンは持ち帰ったら必ず開いて持ち物及び園よりの手紙等を確認し清潔にしておくこと。

(5) 履物について
一、自分で履きやすい運動靴を用いること。
二、上履きは白のバレエシューズを用いること。(三歳児以上)

(6) 病気について
一、伝染性の病気(はしか・百日咳・眼病・皮膚病・おたふく風邪・インフルエンザ・水疱瘡等)は感染率が高いので、早期治療を受け医師の診断により休園させること。全治し登園する際は、医師の許可を受けること。
二、朝又は前夜発熱・腹痛・下痢等の症状のあるときは医師の診断を受け指示に従うこと。
三、園での突発的な発熱・腹痛・下痢・怪我等の際は迎えに来ること。(電話連絡いたします)
四、予防注射後の登園は見合わせる事。(体質・副作用等の問題があるため、園では予防注射はいたしませんので御承知ください)
五、病気で欠席する際は、病名・症状を電話等で連絡すること。

(7) その他
一、園を欠席・遅刻する時は、電話等で必ず連絡すること。
二、園に電話連絡する時は保育中は避けること。(非常緊急の他は朝九時半までか、または午後四時半以降にしてください)
三、家庭・保護者への連絡場所(電話・勤務先等)はハッキリしておくこと。住居・勤務先・連絡先等変更の場合は直ちに届け出ること。
四、園からの諸通知は主にプリントでいたしますのでよく読むこと。
五、各クラスの掲示物をよく見ること。
六、入園当初は、お子さまは神経を使って疲れます。自発的に話す分には構いませんが、園であったことをうるさく尋ねないようにすること。
七、保育中の事故等の補償は日本スポーツ振興センター及び賠償責任保険の範囲内とします。

何か問題になることがあれば、何事によらず直接担任か園長にご相談ください。

躄について

良い習慣をつける目標

園での集団生活をする上に次のような良い習慣を身につけるよう家庭でも御協力ください。

一、食事の習慣

- ① 食事の前には必ず手を洗うこと（丁寧に指の間まで洗って、ぬれた手はハンカチ・手拭いでよく）
- ② 食前・食後の挨拶を忘れないようにすること
- ③ 良くかんで、こぼさないように食べる
- ④ 食物の好き嫌いをしないこと
- ⑤ 口に食物を入れたままお話をしない。また食べながら歩かないこと。

二、排泄の習慣

- ① 用便は必ずすませて登園すること
- ② 用便は一人でできるようにしむけること
- ③ 便所や衣服を汚さないようにすること
- ④ 便所以外のところで排泄しないこと
- ⑤ 用便後は必ず手を洗うこと

三、脱着衣の習慣

- ① 衣服はできるだけ一人で脱いだり着たりすること。脱いだ自分の衣服は自分で揃える等の始末をすること
(脱着衣が一人で容易にできる服装で登園する)
- ② 自分で靴を脱いだり、はいたりする。脱いだ靴は決められたところに置くこと。

四、清潔の習慣

- ① ハンカチ・ちり紙を忘れないように持ってくる
- ② 常に爪は切っておく
- ③ 朝は必ず洗顔整容して登園すること
- ④ 髪は洗って常に清潔にすること
- ⑤ 衣服ことに下着は清潔にすること

五、整理整頓の習慣

- ① 遊んだあとの遊具はきちんと整頓しておく
- ② かばん・帽子・はきものは必ず所定の場所にきちんと置く

六、規律・礼儀の習慣

- ① 登園・降園の際はハッキリと挨拶すること
- ② 「ありがとう」「ごめんなさい」と素直に言えるようにすること
- ③ 返事はハッキリと元気よくすること
- ④ 約束や時間を守るようにすること
- ⑤ 友達と仲良くすること
- ⑥ 物を大切に使うこと
- ⑦ 早寝・早起きをする

三才未満児の心得

一、**服装**

- 清潔で、活動しやすい洋服を着せてください。(子供は活動が激しく、汗をかきますので、必ず下着は着替えてください。)
- パンツや、ズボンは着脱のしやすいものにしましょう。タイツやつなぎのズボン等はなるべく避けてください。

一、**持ち物について**

- 名前をつけましょう。(パンツや下着、かき、長ぐつ、ジャンパー、コート等にまではっきりと名前を書いてください。)

一、**履物について**

- 自分ではけるような運動靴がよいでしょう。歩くことの出来る子供さんは、できるだけ歩かせてください。おんぶやだっこは子供の運動機能を弱め、発達を妨げますので登園・降園の時は必ず歩かせてください。

一、**寝具類**

- 大きさの標準 子供ふとんに準ずるもの。
- 包布は上・下ともかけ、ふとん・包布両方とも記名してください。また、包布は外れないよう袋にし、糸や安全ピンで付けないようにしてください。
- 毎週布団カバーを各自はずして洗濯してください。
(毎月二回、布団の高熱殺菌消毒を行っています。ポリプロペンやポリエチレンは
どろどろに溶けてしまうので適しません)

一、**着替**

- 着替えをロッカーに入れておいてください。(各クラスに個人ロッカーを用意しています。)
- 消えかけた名前は気をつけて書き換えてください。

一、**洗濯について**

- 汚れ物は日付・名前を記入したビニールの袋に入れてお返しします。

アレルギー食品の除去お願い

花ぞの保育園
園長 岡本義俊様

園児名 _____

食物アレルギー検査の結果医師の診断

除去食品名 _____

親としては全て診断通りの除去を（ 望む ・ 望まない ）

除去食品名 _____

上記について、アレルギー反応が出た場合は、保護者の責任によるものであって、園に責任を問う事はありません。

平成 年 月 日

保護者名 _____

印

(主治医)

様 平成 年 月 日

保護者の皆様へ

宗教法人 聖福寺
花ぞの保育園
園長 岡本義俊

宗教法人 聖福寺
花ぞの保育園
園長 岡本義俊

保育園でのくすりの取り扱いについて

お 願 い

現在、当保育園では医師からの指示書をご持参された方のみお薬をお預かりしておりました。

福岡市医師会乳幼児保健委員会、保育園幼稚園保健検討会との協議の結果、与薬について医師会からのご協力を得ることができたと市のほうから連絡が参りましたので、市の指導の下、薬による事故防止等慎重に対応していくため主治医のご協力を得、別紙のように対応する事にいたしました。

つきましては趣旨をご理解の上ご協力よろしくご願ひいたします。

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、保育園におけるくすりの取り扱いについて福岡市医師会から既にご連絡があったかと思いますが、当保育園におきましても今後この取り決めに基づき行うことといたしました。
保育園に通っている子どもたちの健康と安全を守るため、趣旨をご理解いただきご協力をよろしくご願ひいたします。

保護者の皆様へ

保育所でのくすりの取り扱いについてのお願い

宗教法人 聖福寺
花ぞの保育園
園長 岡本義俊

保育所でのくすりの取り扱いについては、原則としてお預かりできないものの、必要な場合に限り、安全に気をつけながらお預かりしておりましたが、くすりによる事故防止のため、このたび福岡市医師会乳幼児保健委員会保育所（園）・幼稚園保健検討会において、くすりについての取り扱いの基本方針がまとめられました。

市においてはこの基本方針をもとに「福岡市立保育所での与薬に関するガイドライン」を決め、今後は以下のように取り扱うことになりました。与薬による事故を防ぎ、児童の健康と安全を守るため、ご協力くださいますようお願いいたします。

I 原則として、保育所ではくすりはお預かりできません。

保育所で、保育士が保護者に代わってくすりをお子さんへ与えることは、事故などいろいろな問題を含んでいますので、原則としてくすりをお預かりできないことになっております。

主治医の先生には医師会から同様の通知が行われており、診察を受ける際は具体的な対処法を可能な限り考えてくださいますので、保育所に通園中であること、園では原則としてくすりを与えられないことを必ず伝え、昼間のくすりについてご相談ください。

II やむを得ない理由の場合、保護者と園との信頼関係において、園の担当者が保護者に代わってくすりを与える場合もあります。

1. 園でくすりを与える場合は、安全確保のために、「与薬依頼票」（別紙）に必要事項を書きいただき、くすりと「与薬依頼票」を園の担当者に手渡ししていただきます。記載漏れなどある場合はくすりを与えられないことがあります。
2. 園で与えるくすりは、診察した医師が処方したものに限り、医師からの「投薬情報書」を添えて提出してください。投薬情報書の有効期限は一週間です。
3. お子さんが今まで使用したことのない新しいくすりは、園での使用時に発疹や嘔吐など思わぬ副作用が生じる恐れがありますので与えられません。園で預かる場合は、少なくとも一度は保護者が与えたくすりに限ります。
4. 以下のような場合は、園では薬を与えられないことがあります。
 - (1) お子さんが嫌がったり、吐いたりして飲ませられなかった場合
 - (2) 水くすりの色が変わったり、濁ったり、性状が変わったと判断されるとき
 - (3) その他不都合と判断されたとき

5. 発熱時の解熱剤や抗けいれん剤（けいれん止め）、喘息発作時の気管拡張剤（発作止め）など、くすりを与える際に園の担当者の判断を必要とするくすりは原則としてお預かりできません。

例外的に、治療上きわめて有用であり、やむを得ず与えなければならない病気をお持ちのお子さんの場合、前もって医師と保護者と園との三者間で十分に相談し緊密な連携のうえで預かる場合もあります。

※ くすりの使用については必ず保護者に連絡し指示を受けた後に行います。

※ それぞれのくすりの有効期限等を保護者は責任を持って把握し、適宜新しいくすりに交換してください。

6. くすりを預かる際の取り決め

- (1) 「食前」「食間」あるいは「3時ごろ」など、くすりを与える時間を指定することは出来ません。園においてもっともくすりを与えやすい時間（正午から3時まで）の服薬になります。
- (2) 特殊な時間での服薬や、長期間の服薬を希望する場合は、医師と保護者と園の三者間で協議しくすりを預かるか否かを決めます。
- (3) くすりは1回ずつに分けて、当日分のみをご用意ください。
- (4) くすりの袋や容器には、必ずお子さんの名前を記載してください。
- (5) 急性疾患で、園での服薬が二週間を超えた場合は、園から主治医に保護者を通じて、園での服薬の必要性を確認させていただきます。

7. 「投薬情報書」について

- (1) 園でくすりを預かる場合には、医師が必要事項を記載し署名した「投薬情報書」が必要です。
- (2) 「投薬情報書」に対して、文書料を請求される場合があります。
- (3) 処方内容に変更がなければ、「投薬情報書」は原則として七日間は有効です。
- (4) 処方内容の変更があれば、新規の「投薬情報書」が必要になります。

※ 1. 「投薬情報書」…医師に書いてもらう用紙です。

2. 「与薬依頼票」…保護者記入の用紙です。

保育園で与薬をしなければならないときは
二通の書類が必要です。

投薬情報書 1 (常用薬用)

保護者記載欄	
子どもの氏名	予定帰宅時間： 時 分頃

医師記載欄	
くすりの内容 抗生物質 咳止め 下痢止め 整腸剤 外用剤 その他 ()	
薬剤情報提供 (あり・なし)	
上記の薬を「昼」に服用 (日分)、塗布するように処方しました	
処方日 平成 年 月 日	署名： _____

投薬情報書 2 (頓服薬用)

保護者記載欄	
子どもの氏名	予定帰宅時間： 時 分頃

医師記載欄	
くすりの内容 ()	
薬剤情報提供 (あり・なし)	
上記の薬を () の時に、 使用するように処方しました	
処方日 平成 年 月 日	署名： _____

※かならず保育所 (園)・幼稚園と前もってご相談下さい。

連絡票

保護者記載欄		
子どもの氏名		
医療機関名、医師名 _____ 病・医院 _____ 先生 (緊急時に連絡が取れるように記載してください) TEL: _____		
病名または症状		
与薬を依頼するくすりの種類と数		
(月 日)	(月 日)	(月 日)
粉 薬: _____ 種 → _____ 種 → _____ 種		
シロップ: _____ 種 → _____ 種 → _____ 種		
(保管は 室温・冷蔵)		
外用剤: _____ 種 → _____ 種 → _____ 種		
外用剤の使用法		
その他の注意事項		

月日	受領者サイン	投与時間	投与者サイン
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	

※ 処方内容の変更がなければ、連絡票の有効期限は原則として処方日から7日以内です。
※ 処方内容の変更があれば、新規の連絡票をご提出下さい。

保護者の皆様へ

発熱時の対応について

子どもたちが発熱している場合の保育所（園）・幼稚園への登園につきましては、子どもの早期回復の為の療養および他の子供たちへの感染防止の観点から考えなければなりません。以下に、自宅及び保育所（園）・幼稚園における発熱時の対応につきまして記載しておりますので、子どもたちの健康を守るためにご協力をお願いいたします。

I. 体温の測定方法

1. 測定部位：ワキで測定します。口の中ではワキよりも $0.2^{\circ}\text{C}\sim 0.4^{\circ}\text{C}$ 高い値が出ます。

体温計の先端部を脇の中央部に入れて、しっかりとワキを閉めてください。正しい位置に固定されていないと体温が誤って低く出ます。（右図参照）

2. 体温計：

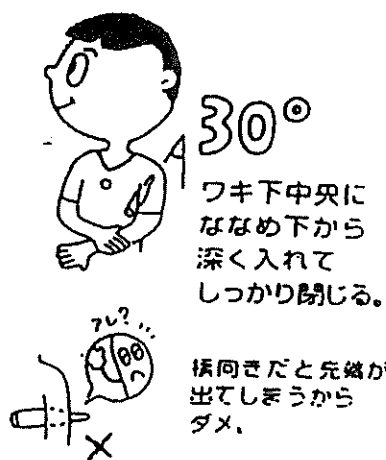
- (1) 水銀体温計：正確な体温を測定するためには、最低 10 分間を必要とします。

- (2) 電子体温計：測定開始 90 秒間の体温上昇カーブから 10 分後の体温を予測するため、誤差が出やすくなります。ただし“ピピッ”と鳴っても 10 分間以上計り続けると水銀体温計と同様に実測値が出ます。

- (3) 耳式体温計：センサーの方向、耳垢の程度、機種などに影響され誤差が出やすいようです。

3. 測定条件：泣いた後、食事した後、遊んだ後などは、体温が上昇している事がありますので、涼しい場所で少し休息させた後に再測定します。

4. 汗の影響：ワキ下に汗をかいていると体温が低く出ます。汗をふき取ってから測定してください。



II. 発熱の診断基準

上記のような方法で体温を測定し、体温が 37.5°C 以上の場合を発熱の可能性ありと見なします。種々の影響で体温が上がっている場合がありますので 30 分後にかならず再測定し、その段階でも体温が 37.5°C 以上であれば発熱と判断します。

III. 発熱時の対応

1. 家庭で発熱した場合の対応

- (1). 登園前には、子どもの体調に気をつけましょう

発熱、ぐずる、泣く、食欲がない、顔色が悪い、咳や鼻水が出るなどの症状に気づいた時は、早めに主治医を受診しましょう。

- (2). 登園を控える必要がある伝染病であるか否か、主治医に診断してもらいます。同時に「保育所（園）・幼稚園に通っている」ことを話し、登園してよいかどうか確かめてください。

- (3). 登園を控えるように指導された場合は、子どもの安静のために、また他の子どもへの感染を防ぐために自宅および病児保育施設で療養してください。

2. 保育中に発熱した場合の対応

- (1). 保育中に 37.5°C 以上の発熱があると判断した場合は、食欲・機嫌・元気の有無・咳や鼻汁の程度などを観察した後、保護者へ連絡します。その際は、原則として保護者に子どものお迎えをお願いします。

- (2). 軽度の発熱はありますが、全身状態が良好で、その他の症状も軽微であれば、しばらく保育を続けることもあります。ただし、症状の悪化が見られた場合は再度保護者へ子どものお迎えの連絡をいたします。

3. 病気回復期の登園

- (1) 登園するには、前日は一昼夜解熱 (37.5°C 以下) していることが大切です。少なくとも前夜は解熱剤を使用せずに解熱している必要があると思われる。

前夜まで発熱しており今朝初めて解熱したような場合は、①その後再び発熱する可能性が高いこと、②解熱直後は免疫力も低下しており新たな感染症に罹患しやすいこと、③子どもの体調回復が不十分であること、④他児へ感染する可能性があることなどが予想されますので、登園を控えることが望ましい。

- (2) 前日から解熱している場合でも、食欲・機嫌・元気の有無・咳や鼻汁の程度などを考え合わせ、登園させてよいかどうか判断してください。

- (3) 病気が十分に回復したと考えて登園させた場合でも、保育中に再び悪化することがあります。前日の様子や悪化した場合の緊急連絡先などを登園時に必ず伝えてください。

※ 以下のことは遵守してください。

1. 緊急な場合に、必ず連絡が取れること。
2. 子どもの状態が悪化した場合に、すぐに来所（園）できること。

保護者の皆様へ

下痢をしているときの登園について

乳幼児は種々の原因で下痢をしますが、子どもたちの状態を早期に改善するため、また他児への感染を防止するため、下痢をしている子どもたちについては以下のように取り扱うことになりました。子どもたちの健康を守るためご協力をお願いします。

I. 自宅で下痢が始まったとき

1. 以下の症状がある時は登園を控え、主治医を受診して下さい。
 - (1) 血便
 - (2) 発熱：昨日から今朝にかけて、37.5℃以上の発熱が存在したとき
 - (3) 強い腹痛：常時、あるいは断続的
 - (4) 嘔吐を伴っている場合：脱水症状を伴いやすい
 - (5) 全身状態が悪い：顔色不良、食欲低下、不機嫌
2. 主治医を受診時には、保育所（園）・幼稚園に通園していることを必ず伝え、通園の可否については主治医の指示に従ってください。

II. 保育所（園）・幼稚園で下痢が始まったとき

1. 以下の症状を伴う場合は、早期に主治医を受診する必要がありますので連絡します。
 - (1) 血便が出たとき
 - (2) 37.5℃以上の発熱を伴うとき
 - (3) 強い腹痛を訴えるとき
 - (4) 顔色不良、食欲低下、不機嫌など、全身症状が悪いとき
2. 以下の症状が出た場合には、連絡することがあります。
 - (1) 下痢が2回以上出現したとき
 - (2) 嘔吐を伴っているとき
 - (3) 下痢の量が多いとき
3. 主治医を受診時には、保育所（園）・幼稚園に通園していることを必ず伝え、通園の可否については主治医の指示に従ってください。

III. 下痢の回復期および下痢消失後も便中に細菌が排出されている時の対応

下痢は、おおまかに細菌性下痢とウイルス性下痢の二種類に分けられますが、明確に分けられないときもあります。

それぞれ対応が異なりますので以下に説明します。

1. 細菌性下痢症

(1) 細菌性下痢症の初期及び回復期の対応

細菌性下痢症には、腸管出血性大腸炎（主にO157）、サルモネラ腸炎、カンピロバクター腸炎、細菌性赤痢などの重篤な病気が含まれています。

細菌性下痢症、あるいはその疑いがあると診断されたときには、主治医の許可が出るまで登園は控えてください。回復後は登園可能ですが、最終的には主治医の指示に従ってください。保育所（園）・幼稚園が「登園に関する文書」を必要とする場合、主治医は「登園に関する情報提供書」を発行します。

(2) 細菌性下痢症における無症状保菌者の対応

細菌性下痢症の場合、細菌の種類によっては下痢が改善した後も便中に細菌が排出されていることがあります。このような状態を無症状保菌者といいます。多くの場合は登園可能ですが、保育所（園）・幼稚園において便の処理に特に

注意を払う必要がありますので、主治医から、「登園は可能だが、まだ細菌の排出がある」と診断された場合は、必ず保育所（園）・幼稚園に届け出をしてください。

この場合は、原則として、主治医がその旨を記載した「登園に関する情報提供書」を保育所（園）・幼稚園に提出してください。

(3) 無症状保菌者の「細菌の排出が消失」した場合の対応

無症状保菌者が、その後細菌の糞出が消失したと診断された場合も、原則として、主治医がその旨を記載した「登園に関する情報提供書」を保育所（園）・幼稚園に提出して下さい。

2. ウィルス性下痢症

(1) 発病初期の対応

- 1) 主治医から、ウイルス性下痢、あるいはその疑いがあると診断された場合、主治医の許可が出るまで登園は控えてもらいます。
- 2) 一般的に以下の場合、脱水症状を起こすなど状態が悪化しやすいため、登園を控え自宅あるいは病児保育施設での療養が望ましいと思われれます。
 - ①下痢症状の強い発病から数日間、②下痢の回数が多いときあるいは水様性下痢で量が多いとき、③頻回の嘔吐を伴っているとき。

(2) 病気回復期の登園と給食

- 1) ウィルス性胃腸炎の回復期で全身症状が改善していれば、軽度の下痢は残っていても登園は可能なこともあります。最終的には主治医の指示に従ってください。
- 2) この時期はウィルスを排出していることが多く、保育所（園）・幼稚園において排便の処理に特に注意を必要としますので、主治医の指示を保護者が口頭で保育所（園）・幼稚園へ連絡してください。
- 3) 保育所（園）・幼稚園が「登園に関する文書」を必要とする場合は、主治医は「登園に関する情報提供書」を発行しますので、保育所（園）・幼稚園へ提出してください。
- 4) 保育所（園）・幼稚園における下痢回復期の食事に関しては、対応できる範囲で提供します。
- 5) 保育所（園）・幼稚園で下痢用の食事を提供する場合は、この内容に関して保護者と保育所（園）・幼稚園とで話し合うことが必要です。食事に関して細かな配慮を必要とする場合は、登園を控え自宅および病児保育施設での療養してください。

※ 登園に関する情報提供書はいずれも有料です。

IV. 便の取扱いについて

家庭でのオムツの処理の方法について

病原性大腸菌をはじめとするさまざまな感染症が家庭内で広がらないために、日頃からオムツの処理、手洗いに気をつけましょう。

資料4：

福岡市作成「保育所運営管理の手引き」第5章 保険衛生管理P51より抜粋

登園に関する情報提供書（下痢症）

園長殿

園児氏名: _____ 生年月日:平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の（１）～（４）のうち、該当する番号に○印をつけてください。
必要な場合は複数の項目番号に○印をつけてください。

- （１） 診察及び検査の結果、本児の下痢症状は改善しており登園は可能と考えます。
- （２） 診察の結果、本児の下痢症状は改善しており登園は可能と考えられますが、便中にはロタウィルス等のウィルスが存在しうる可能性が考えられますので、排便の処理には注意を必要とします。
- （３） 診察の結果、本児の下痢症状は改善しており登園は可能と考えられますが、便中には「 _____ （細菌名を記入）」が存在しておりますので、排便の処理には十分な注意を必要とします。
- （４） 検査の結果、本児の便中の「 _____ （細菌名を記入）」が陰性化しました。

本情報提供書を保育所（園）・幼稚園に提供する事に同意します。

保護者氏名 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関所在地

医療機関名

医師名

通園許可証

花ぞの保育園園長殿

_____ の（病名） _____ は

診察の結果、他の児童への感染の恐れがないので通園可能であることを
認めます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関所在地

医療機関名

医師名

吐しゃ物、ふん便の取り扱いについてのお願い

保育園は小さなお子様が集団生活する場所です。接触密度が高く、心身共に抵抗力のない乳幼児にとって感染症によっては、重篤になる可能性もあります。感染性胃腸炎の原因となるウイルスは吐ぶつやふん便を介して感染が広がります。その場合、しっかり拭きとり後に、薄めた塩素系漂白剤で消毒する必要があります。また、衣類については、破棄するか長時間の漂白が必要となりますが、乳幼児をお預かりしている園内で、お子様方の衣類を長時間漂白することは安全面からも困難です。

つきましては、お子様のおう吐物・下痢便の付着した衣類は、ビニール袋に入れてきつく密封しましたものを保護者の方には持ち帰っていただきますよう御協力よろしくお願いたします。

ご家庭での吐しゃ物・ふん便の取り扱い方

- 廃棄するのが望ましい
- 消毒後、洗濯する

※ご家庭でいきなり、洗濯機で洗うと洗濯機を介して他の衣類にもウイルスが付着します

1. マスク・手袋をする
2. まず、しぶきが飛ばないように流し、200倍希釈（1ℓにキャップ半分程度）の塩素系漂白剤（ハイター等）で消毒し、しっかりすすぐ（色物の取扱いはご注意下さい）
3. 消毒後、他のものと分けて最後に洗濯しましょう
4. 水洗いした場所も 200倍希釈の塩素系漂白剤で消毒する

⑨塩素系漂白剤は金属腐食性があるのでご注意下さい

5. しっかり換気を行う

やってはいけないこと！

- ◆吐しゃ物・下痢便を拭き取った雑巾をみんなが使用する洗面所で洗った後放置すること
- ◆吐しゃ物・下痢便を水ぶきだけで済ませること
- ◆拭き取った雑巾を廊下や部屋に干すことなど

予防方法として・・・

- ◎手洗い・うがい・・・手洗いは最も有効な防御策です。トイレの後、食事前、そしておう吐や下痢の処理後は流水で石鹸による厳重な手洗いが必要です。
- ◎タオルの共用を避ける

家庭でのオムツの処理の方法について

病原性大腸菌をはじめとするさまざまな感染症が家庭内でひろがらないために、日頃からオムツの処理、手洗いに気をつけましょう。

○ 布オムツの場合

- ① 汚物を処理し（トイレに流す）、専用のバケツを使って汚れを落とします。
- ② 専用のバケツに水と塩素系漂白剤（次亜塩素酸ソーダを含むもの）を入れ30分程度浸します。なお、希釈濃度浸水時間はメーカーで異なりますので説明書を読んでください。
- ③ オムツは家庭の洗濯物と別に洗います。
- ④ 洗濯機で普通に洗剤で洗います。
- ⑤ 手をきれいに洗います。
- ⑥ 干します。

○ 紙オムツの場合

- ① オムツはビニール袋に入れ、他の物が汚染しないようにします。
- ② 赤ちゃんのおしりをふいたタオルなどは、布オムツと同じ処理にします。
- ③ 手をきれいに洗います。

○ オムツ換え

場所を決めて行いましょう。畳などに直接触れないようにオムツ換え用のタオルなどを敷きましょう。定期的に布オムツと同じ洗い方で洗濯をします。

○ 手洗い

下記の方法で洗いましょう。石けんは薬用石けんを使います（固形・液状があります）

特にオムツ換えのあと

調理の前には

しっかり

手を洗いましょう！！

